

令和元年 8 月

六戸町農業委員会総会議事録

期 日 令和元年 8 月 9 日

場 所 六戸町役場 2 階小会議室

六戸町農業委員会総会

- 1 場 所 六戸町役場 2階小会議室
- 2 開会日時 令和元年8月9日(金)午後4時00分
- 3 閉会日時 令和元年8月9日(金)午後4時40分
- 4 出席委員(14名)

1番 田 中 誠 委員	2番 齋 藤 正 委員
3番 新 山 秀 男 委員	4番 松 嶋 清 治 委員
6番 木 村 喜 和 委員	7番 古 里 厚 子 委員
8番 小野寺 邦 男 委員	9番 久 田 伸 一 委員
10番 四 木 俊 一 委員	11番 砂 渡 精 一 委員
12番 附 田 京 子 委員	13番 沖 澤 勝 委員
14番 渡 辺 耕 一 委員	15番 金 淵 盛 一 委員
- 5 欠席委員(1名)

5番 金 沢 幸 弘 委員
- 6 会議に付した案件
町議案
報告第17号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第18号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第19号 農地の転用事実に関する照会について
報告第20号 農地等の現況に関する証明について
報告第21号 農用地利用配分計画の認可に関する通知について
報告第22号 競(公)売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について
議案第13号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第14号 六戸町農用地利用集積計画(案)について
議案第15号 農地利用状況調査に伴う非農地の承認について
議案第16号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- 7 会議録署名委員
6番 木 村 喜 和 委員 7番 古 里 厚 子 委員
- 8 会議事件の説明及び職務のため出席した職員
事務局長 高 橋 宏 典 事務局次長 鈴 木 博 文
事務局主査 川 村 徹 朗

9 書 記

事務局主査 川 村 徹 朗

【 開会 午後4時00分 】

事務局 定刻となりましたので、これより令和元年7月30日告示招集いたしました令和元年8月六戸町農業委員会総会を開催いたします。

起立願います。

よろしく願います。

着席願います。

それでは、六戸町農業委員会会議規則第6条により定足数に達しておりますので、総会が成立することを報告します。

会長より挨拶をお願いします。

会 長 挨拶（省略）

事務局 業務報告及び業務計画について、高橋局長より説明いたします。

事務局長 資料に基づき業務報告（省略）

事務局 六戸町農業委員会会議規則第8条により会長が総会の議長となり議事を整理することとなっておりますので、よろしく願います。

議 長 出席委員は定数に達していますので、総会は成立いたしました。

只今より、令和元年7月30日告示招集されました令和元年8月六戸町農業委員会総会を開会いたします。

議 長 これより本日の会議を開きます。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

お諮りします。

議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認め、議長より指名いたします。

6番 木村 喜和 委員、7番 古里 厚子 委員を指名します。

参与には高橋事務局長以下各職員、書記には川村主査を任命します。

次に、会期の決定を行います。お諮りします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認め総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。
六戸町農業委員会会議規則第11条（法律第24条）の確認については、議案第13号で、4番 松嶋 清治委員が該当しますので、議案審議前に退席することになります。

それでは、町案件の審議に入ります。
報告第17号について事務局から報告をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第17号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」ご説明いたします。
農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告するものであります。
（説明省略）

議 長 報告についてご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第17号を報告済みといたします。

次に報告第18号について事務局から報告をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第18号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」ご説明いたします。
農地法施行規則第68条第1項の規定により別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものであります。
（説明省略）

議 長 報告についてご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第18号を報告済みといたします。

次に報告第19号について事務局から報告をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第19号「農地の転用事実に関する照会について」ご説明いたします。
青森地方法務局十和田支局から別紙土地の転用事実に関する照会があったので、現地調査の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告するものであります。
(説明省略)

議 長 報告についてご意見ございませんか。

3番 8番の場所はどこですか。
新山委員

次 長 (場所について説明)

4番 9番の場所はどこですか。
松嶋委員

次 長 (場所について説明)

議 長 他にありませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第19号を報告済みといたします。

次に報告第20号について事務局から報告をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第20号「農地等の現況に関する証明について」ご説明いたします。
土地の所有者から別紙土地の現況についての証明の願い出があったので、現地調査の結果に基づき別紙のとおり証明したので報告するものであります。
(説明省略)

議 長 報告についてご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第20号を報告済みといたします。

次に報告第21号について事務局から報告をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第21号「農用地利用配分計画の認可に係る通知について」ご説明いたします。
農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により、農用地利用配分計画の認可に係る通知を受けたので報告するものであります。

(説明省略)

議 長 報告について、ご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第21号を報告済みといたします。

次に報告第22号について事務局から報告をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第22号「競(公)売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について」ご説明

いたします。

最高価買受申出人となった競(公)売買受適格者からの農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、別紙のとおり許可書を交付したので報告するものであります。

(説明省略)

議 長 報告について、ご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第22号を報告済みといたします。

次に、議案第13号を上程する前に、4番 松嶋 清治委員が会議規則第11号に抵触しますので退席します。

(松嶋委員退室)

議案第13号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第13号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」ご説明いたします。
農地法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。
(説明省略)

議長 事務局から説明が終わりました。
それでは、委員の皆さまが現地確認をしておりますので、その結果について代表の委員より報告をお願いします。

10番 四木委員 現地調査は、事務局1名・委員3名で行いました。
その中で、問題となるような土地はございませんでした。
以上報告致します。

議長 事務局及び代表委員による説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。
これより議案第13号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議長 ご異議なしと認めます。
よって議案第13号は承認することに決定いたしました。

議案第13号の審議が終了しましたので、4番 松嶋 清治委員の入室を求めます。
(松嶋委員入室)

次に、議案第14号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第14号「六戸町農用地利用集積計画（案）について」ご説明いたします。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、六戸町農用地利用集積計画
（案）を別紙のとおり作成したので、六戸町長に対して農用地利用集積計画を定めるよ
う要請することの承認を求めるものであります。
（説明省略）

議 長 事務局の説明が終わりましたので質疑を受けます。
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。
これより議案第14号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第14号は要請することに決定いたしました。

次に、議案第15号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第15号「農地利用状況調査に伴う非農地の承認について」ご説明いたします。
農地法第30条第1項の規定に基づく農地利用状況調査において荒廃農地と判断された
土地について、非農地の承認を求めるものであります。
（説明省略）

議 長 事務局からの説明が終わりました。

事務局の説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

9番 5番ですが、登記地目が宅地となっていますが、課税上も宅地課税されていたので

久田委員 しょうか。

次 長 課税は畑で課税されていましたが、今回非農地と承認されれば宅地課税となります。

議 長 他にありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。

それでは議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。

よって議案第15号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第16号を上程いたします。

事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第16号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」ご説明いたします。
農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により六戸町長から別紙のとおり依頼があったので、意見を求めるものであります。

(説明省略)

職務代理者 事務局からの説明が終わりました。

事務局の説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

8番 場所はどこでしょうか。

小野寺委員

次 長 (場所について説明)

議 長 他にありませんか。

～なしの声あり～

職務代理者 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。
それでは議案第16号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

職務代理者 ご異議なしと認めます。
よって議案第16号は承認することに決定いたしました。

議長 以上をもちまして、六戸町農業委員会8月総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

【 閉会 午後4時40分 】